

令和元年6月10日

公立大学法人高崎経済大学
理事長 高木 賢 様

監事 井上 雅行



監事 高見澤 隆



監査報告書

地方独立行政法人法第13条第4項及び公立大学法人高崎経済大学定款第9条第6項の規定に基づき、公立大学法人高崎経済大学の平成30事業年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）における業務の執行に関する状況について監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 監査の方法及びその内容

監事は、平成30事業年度の監査計画に基づき、理事会に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧した。また、必要に応じて理事長等から業務運営の報告を受け、各部局等の責任者から業務処理の状況を聴取するとともに、書面・証拠書類の査閲や視察などにより、業務実施状況について確認した。

また、会計監査に関しては、独立監査人である公認会計士から提出された意見を参考に、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書を確認した。

2 監査の結果

（1）業務の実施状況及び中期目標の実施状況

公立大学法人高崎経済大学の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められない。

(2) 内部統制体制の整備及び運用の状況

内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められない。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員職務の執行に関し、不正行為又は法令及び定款に違反する事実については、指摘すべき事実は認められない。

(4) 事業報告書及び決算報告書

事業報告書は、法人の業務運営の状況を正しく示しており、決算報告書は、法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

(5) 財務諸表

財務諸表は法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

3 是正又は改善を要する事項

大学全体の危機管理マニュアルを作成し、全教職員及び学生に対して周知すること。作成にあたっては、担当チームだけではなく各チームとすり合わせるとともに、教員とも内容について調整を行うことが望ましい。

4 その他監事が必要と認める事項

特になし